

日本体育・スポーツ政策学会「体育・スポーツ政策研究」投稿規程 新旧対照表

新		旧	
1.	本誌への投稿は原則として日本体育・スポーツ政策学会会員に限る。ただし、編集委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。	1.	本誌への投稿は原則として日本体育・スポーツ政策学会会員に限る。ただし、編集委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。
2.	投稿内容は、体育・スポーツ政策に関する総説、原著論文、研究資料（実践研究、事例報告も含める）、書評、内外の研究情報、研究上の問題提起などとし、完結したものであって未公開のものに限る。	2.	投稿内容は、体育・スポーツ政策に関する総説、原著論文、研究資料（実践研究、事例報告も含める）、書評、内外の研究情報、研究上の問題提起などとし、完結したものであって未公開のものに限る。
3.	原稿の採否及び掲載の時期は、編集委員会において決定する。投稿論文は、随時受け付けるが、毎年度の学会誌に掲載する投稿論文の締め切りを9月末日とする。	3.	原稿の採否及び掲載の時期は、編集委員会において決定する。投稿論文は、随時受け付けるが、毎年度の学会誌に掲載する投稿論文の締め切りを9月末日とする。
4.	本誌に掲載された原稿は原則として返却しない。	4.	本誌に掲載された原稿は原則として返却しない。
5.	原稿の長さは原則として次のようにする。 （１）総説、原著論文、研究資料は１篇につき、図表、抄録を含めて刷り上り14ページ以内（400字詰横書き原稿用紙56枚相当）とする。 （２）書評、研究情報、問題提起は刷り上り1ページ以内とする。	5.	原稿の長さは原則として次のようにする。 （１）総説、原著論文、研究資料は１篇につき、図表、抄録を含めて刷り上り14ページ以内（400字詰横書き原稿用紙56枚相当）とする。 （２）書評、研究情報、問題提起は刷り上り1ページ以内とする。
6.	原稿一般規定 （１）原稿は、ワードプロセッサで作成するものとし、A4版縦長白紙に40字20行で作成する。 （２）本文は、ひらがな現代かなづかい、常用漢字を使用する。 （３）図表にはそれぞれに通し番号とタイトルをつけ、本文とは別に番号順に一括する。図表の挿入箇所は本文原稿の欄外にそれぞれの番号を明記する。 （４）本文の項目わけの順序は次のようにする。 Ⅰ、Ⅱ、－1、2－1）、2）－①、② （５）引用文献は、原則として、本文の最後に著者名のABC順に一括し、次のようにする。 単行本；著者名、書名（版数）、発行所、発行年（西暦）、ページ 雑誌；著者名、題目、雑誌名、巻号、発行年（西暦）、ページ	6.	原稿一般規定 （１）原稿は、ワードプロセッサで作成するものとし、A4版縦長白紙に40字20行で作成する。 （２）本文は、ひらがな現代かなづかい、常用漢字を使用する。 （３）図表にはそれぞれに通し番号とタイトルをつけ、本文とは別に番号順に一括する。図表の挿入箇所は本文原稿の欄外にそれぞれの番号を明記する。 （４）本文の項目わけの順序は次のようにする。 Ⅰ、Ⅱ、－1、2－1）、2）－①、② （５）引用文献は、原則として、本文の最後に著者名のABC順に一括し、次のようにする。 単行本；著者名、書名（版数）、発行所、発行年（西暦）、ページ 雑誌；著者名、題目、雑誌名、巻号、発行年（西暦）、ページ
7.	総説、原著論文、研究資料の原稿には欧文（原則として英語）による題目、著者名（ローマ字）、所属機関名を明記した別紙を必ず添付する。ただし、原著論文には欧文による抄録（500語以内）及び同欧文抄録の和訳文を添付する。	7.	総説、原著論文、研究資料の原稿には欧文（原則として英語）による題目、著者名（ローマ字）、所属機関名を明記した別紙を必ず添付する。ただし、原著論文には欧文による抄録（500語以内）及び同欧文抄録の和訳文を添付する。
8.	原稿はWordファイル形式とし、メール添付にて提出する。	8.	原稿はWordファイル形式とし、メール添付にて提出する。
9.	細部の「投稿の手引き」「査読審査要領」「査読審査手続」「投稿論文の査読審査に関する申し合せ」は別に定める。	9.	細部の「投稿の手引き」「査読審査要領」「査読審査手続」「投稿論文の査読審査に関する申し合せ」は別に定める。
10.	投稿された 総説・原著論文・研究資料 は、編集委員会において複数の査読委員を選び査読を依頼する。その査読の判定結果をもとに、編集委員会は、掲載の可否を決定する。 書評、内外の研究情報、研究上の問題提起は、編集委員会において掲載の可否を決定する。	10.	投稿された原著論文は、編集委員会において複数の査読委員を選び査読を依頼する。その査読の判定結果をもとに、編集委員会は、掲載の可否を決定する。査読の結果不採用論文は、速やかに返却する。
11.	本誌に掲載された論文の著作権（「複製権」、「公衆通信権」、「翻訳権、翻案権」および「二次的著作物の利用権」を含む）は、日本体育・スポーツ政策学会に帰属するものとする。ただし、論文の内容に関する責任は当該論文の著者が負う。	11.	本誌に掲載された論文の著作権（「複製権」、「公衆通信権」、「翻訳権、翻案権」および「二次的著作物の利用権」を含む）は、日本体育・スポーツ政策学会に帰属するものとする。ただし、論文の内容に関する責任は当該論文の著者が負う。
12.	投稿論文は下記に添付送付する。 jsppes.edit@gmail.com ※「体育・スポーツ政策研究」編集委員会事務局 びわこ成蹊スポーツ大学 黒澤寛己研究室	12.	投稿論文は下記に添付送付する。 jsppes.edit@gmail.com ※「体育・スポーツ政策研究」編集委員会事務局 名古屋学院大学 沖村多賀典研究室
附則	この 規程 は、平成34年4月27日より適用する。 平成14年7月13日改正施行 平成23年4月1日改正施行 平成28年9月11日改正施行 令和2年8月20日改正施行 令和3年8月3日改正、令和3年10月1日施行 令和7年8月1日改正、令和7年10月1日施行	附則	この規定は、平成34年4月27日より適用する。 平成14年7月13日改正施行 平成23年4月1日改正施行 平成28年9月11日改正施行 令和2年8月20日改正施行 令和3年8月3日改正、令和3年10月1日施行